



ながの 社会福祉士会 NEWS

■発行：社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：関 裕 一
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6 F
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsww.com
 FAX：026(266)0339 http://nacsww.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

巻頭言	1	福祉まるごと学会の開催について	6
震災から1年。現場からの声	2～3	設立20周年記念式典	7
震災から見えてきた社会福祉の役割	3～4	研修委員会からのお知らせ	8～9
あり方検討プロジェクト	5	クロスワードの当選発表	10
「法人移行検討委員会」と「あり方検討 委員会」についての報告	6	今後の予定	10
日本社会福祉士会の連帯移行についてのご報告	6	編集後記	10

巻頭言

1000人の夢

会員No.450 駒村和文(あり方検討プロジェクト)

1987年社会福祉士および介護福祉士法が制定され、89年には第1回目の国家試験が実施された。89年は平成元年であるので、国家資格としての社会福祉士は、平成の時代と歩みを同じくしているということになる。ということは今年で24年目。そして県士会は発足して20年の節目を迎える。人間でいえば成人となり、社会に対しての義務と責任を果たしていかななくてはならないと言える。

さて、この20年長野県社会福祉士会はどんな成長をしたのか？100%の組織率、わずか31人で発足したこの会は20年を経過し会員数1000人の大きな組織となる。この間福祉のニーズは多様化し、高齢化をはじめ大変なスピードで変化する社会にあって、職能団体としての役割を果たしてきたのだろうか？

昨年11月慌ただしく県士会のあり方プロジェクトが発足した。会員が増え、事業も拡大する中で会のあり方はこれでいいのだろうか、組織は？運営は？予算は？事業内容は？検討する場が設けられた。プロジェクト発足直前の10月に行った会員意向等のアンケートは回収率がわずかに1割。そこで、活動のテーマは「会員それぞれが、会を自分のものとして捉えられる組織に」。新人からベテランまで、県内各地から集まった12人のメンバーが語る言葉は、会への想い、仲間への想い、社会福祉士への想いなどなど、その言葉には重みと厚みと暖かみがあった。

プロジェクトでは、現状の分析そして今後の会のあり方について活発に意見を交わした。その内容は、(1) これまでの取り組みを踏まえた提言 (2) 平成24年度事業に向けた提言 (3) 会員が望む「会」にするための提言 (4) 社会が望む「会」にするための提言 (5) 会員一人ひとりの意識変革に向けた提言としてまとめた。誰が、いつまでに、どうやるかも含め「「夢」ある「会」を目指して」と題して総会にお示しする。

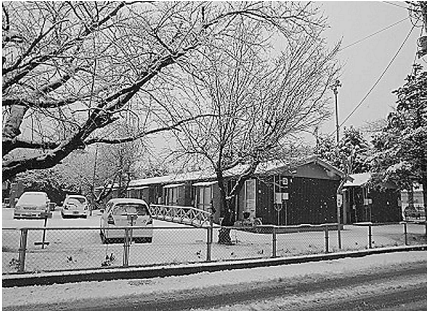
周知のとおり5月19日には介護福祉士会と合同で20周年記念式典が行われる。私達一人ひとりに出来ることはなにか、今できることを個々が是非やり遂げたい。そして1000人が1000通りの夢を語る、そんな会にしたいものだ。



震災から1年、社会福祉士としての役割を問う！

岩手県社会福祉士会（沿岸ブロック）副代表 加藤 伸 二

■はじめに



市内の公園に設置された仮設住宅

長野県社会福祉士会、会員の皆様、はじめまして。私は岩手県沿岸地域（宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村）をエリアとして活動している社会福祉士の加藤と申します。昭和62年に社会福祉法人若竹会に入職。現在は、NPO法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット（レインボーネット）の事務所に席を置き、障がい者の相談支援事業に携わっています。

皆様ご承知の通り、昨年3月11日、私たちの地域は、東北地方太平洋沖地震によって発生した大津波により甚大な被害を受けました。道路の真ん中に大きな漁船が横たわり、電線は地を這い、自動車が瓦礫にまみれ重なり合っている光景を思い起こすと、今でも目頭が熱くなります。

しかし、時が経つのは本当に早いもので、あの震災から1年が経過しました。街の瓦礫は綺麗に片付き、新しいお店がオープンするなど、確かに復興の兆しを感じることができるようになりましたが、今なお、多くの方が仮設住宅での不自由な生活を強いられ、途方に暮れる日々を過ごしています。（表-I 参照）

表-I 宮古圏域仮設住宅の設置状況等

（平成23年9月末現在）

	団地数	設置戸数	入居率	生活者数（人）
宮古市	62	2,010	85.0%	3,940
山田町	46	1,940	98.0%	4,500
岩泉町	3	143	83.2%	292
田野畑村	3	186	75.3%	410
合計	114	4,279	—	9,142

■震災当日（あの日、あの時）

午後2時46分、複数の携帯電話から緊急地震速報が鳴り響き、次の瞬間、これまでに経験したことがない長く激しい揺れに襲われました。利用者を近くの公園に避難させ、揺れが収まるのを待ちました。しかし、なかなか揺れが収まりません。急に辺りの様子が騒々しくなり、「津波がすぐそこまで押し寄せています。急いで避難してください！」という消防団員の指示。「こんな所まで津波が来る訳ないだろう…」と思いながら、私たちは急いで少しでも高い所へと移動しました。その後、側溝から黒い水が溢れ出し、革靴では前に進むことが出来ない状態になりました。事務所前に置いてあった公用車が静かに水没していくのが見え身体が震えたのを今でも覚えています。

■安否確認からスタート、そして震災から7日目にやっと相談が舞い込む

私たちの活動は、まず安否確認から始まりました。これまでに関わりを持った障がい当事者を一覧表にまとめ、それを基に「安否確認個票」を作成。出勤して来た職員（職員9名中3名が津波で自宅が全壊）で手分けをして行ないました。震災直後は、電話の不通、ガソリンの不足、主要道路の寸断等によって作業は難航しました。

具体的な相談がセンターに舞い込んだのは、震災から7日が経過した3月17日の朝でした。「利用者（知的障がい者）の自宅が津波で流され帰宅させることが出来ない。これまで事業所で預かってきたが、もう限界だ！」という事業所からのSOSでした。その後、「自宅は全壊、妻は津波で流され死亡。現在、娘（精神障がい者）が親戚の家に避難しているが、これ以上迷惑を掛ける訳にはいかない！（父親からのSOS）」「いま、避難所（〇×小学校体育館）にいます。夜眠れません、もう疲れました。（当事者・精神障がい者からのSOS）」「警察署から遺体安置所にある兄の遺体を早く火葬するように言われたが、どうしたらいいのか分からない！（当事者・精神障がい者からのSOS）」「自宅は全壊、妻は行方不明。娘（重複障がい者）の補装具が流され困っている。補装具を探して来て欲しい！（父親からのSOS）」と次から次へと相談が入るようになりました。（表-II 参照）

表－Ⅱ 震災後の相談支援延べ件数の推移

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
2010年	356	433	389	384	409	482	415	403	468	3,739
2011年	353	461	463	508	511	548	460	429	491	4,224

震災後、新規相談者数が例年に比べ増加しています。新規相談者数に占める被災者の割合は決して多い訳ではありませんが、今回の大震災によって周囲の環境が激変し、潜在化していた福祉ニーズが顕在化した事案がほとんどで、この傾向は暫く続くものと推測しています。

■被災地で社会福祉士の役割が重要になって来るのは、これから

一口に社会福祉士と言っても、その役割は障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、医療福祉、地域福祉と様々です。また、行政、社会福祉協議会、民間事業者とその立場によっても大分異なります。今回の震災で、各分野の社会福祉士がどのような役割を果たしたのか、また果たすことができなかったのか、正直なところ私にも良く分かりません。これから被災地で活動した社会福祉士会が検証していかなければならない課題と言えます。ただ、各分野で、それぞれの立場で、社会福祉士は使命感に燃え被災地・被災者支援に取り組んだことは紛れも無い事実です。行政の立場にある者は、消毒用の石灰撒き作業から始まり、福祉事務所の本来業務と併行して義損金・弔慰金等の支払事務に追われました。社会福祉協議会の立場にある者は、災害ボランティアセンターの中心として奔走しました。民間事業者の立場にある者は、身を挺して利用者の人命を守り、福祉避難所として被災者の一時的な受け入れに貢献しました。新たな社会資源の創出にも取り組みました。

実を言うと、私は被災地で社会福祉士の役割が重要になって来るのは、これからだと思っています。これまでは震災によって表面化した問題に向き合い対応していきただけで精一杯でした。しかし、これからは誰かが積極的に地域に出向き、当事者が表明し得ない潜在的なニーズを把握し、その解決に向け関係機関や専門職と連携していく必要があります。その役割を果たせるのは、まさしく社会福祉士だと思っています。

震災から見えてきた社会福祉士の役割

障がい児・者支援委員会

社会福祉法人アルプス福祉会・コムハウス 村松 功 啓

日本障害フォーラム（通称JDF）の要請をうけて、昨年8月20日～26日の間、「JDFみやぎ支援センター（宮城県遠田郡涌谷町）」に行かせていただきました。「JDF」は、全国13の障害者団体によって構成された障害福祉分野のNGOです。

当時の現地の状況は、避難所が順次縮小され「仮設住宅への移行」が進められているなかでしたが、まだ1万人を超える方が避難所で生活されていました。根本的に、生活の基盤となる経済面での大きな不安を抱え、日常生活物資を求めるニーズに加えて、仮設住宅への引越し支援、仮設住宅での生活しづらさに対する相談など、新たなニーズが生まれている状況でした。

短期間でしたがこの支援を通じ、一期一会の出会いの機会をいただきました。

仮設住宅での暮らしが孤立し閉じこもりがちになるので、元気を出すためにみんなで畑を耕し住民同士のコミュニケーションを図りたいとする、マッサージ院を開業されていた方、映画「天国からの階段」バリアフリー上映会を成功させるため点字パンフレットを印刷のできることを紹介してほしいという、視覚障害をお持ちの40歳代の男性の方等です。どなたとの出会いも。こちらが励まされる思いのする貴重なものでした。

一方で、今回の被害の大きさを前にしたとき、完全な復興（新たな町の創造）には、まだまだ長い時間が必要であることを深く実感しました。

「女川は流されたのではない。これから新たな町を創造するのだ」。

女川町立病院の待合室に掲示してあったこの言葉が、力強く響いてきました。

障害、そして震災による大きな生きづらさをかかえる中で、くらす場所、働く場所、生活の基盤である経済保障、くらしを支える人のネットワーク…の各課題をそれぞれに進めつつ、それらを結びつけていくことが、これ

からの道のりのなかで、さらに（私たちに）求められることを思います。

今回の震災のような圧倒的な自然の猛威を前にしたとき、人は想像を超えた“絶望の極み”のなかにおられることを思いました。同時に、「病気」、「障害」など…受入れるしかない現実を前にしたとき、その“絶望の極み”を乗り越えようとする（越えざるを得ない）時に人が必ずつ「本物の力強さ」を、宮城でお行き会いするすべての方々から感じました。“震災支援”といいながら、実際は、私自身が支えられた時間でした。

子ども家庭支援委員会

子ども家庭支援委員長 内田 宏明

あれから早1年がたとうとしています。この1年で私自身が自分に対して感じることは、ただただ無力感ということになってしまいます。直接的には長野県社会福祉士会の活動ではありませんが、被災地の子ども支援活動として岩手県の大槌町へ4月と8月の2回、岩手県社会福祉士会の盛岡市研修に参加者として1回、講師として1回行っていきます。4月の大槌町においては物資（主に文具、絵本）の配布活動、8月には吉里吉里中学校へ勤務校（日本社会事業大学）の学生12名と学習支援活動（夏休みの宿題の指導）を3泊4日で行いました。しかしながら、同一の地域に入らせていただいたものの、単発の支援に終わってしまったのが実際です。

私も委員に加えていただいている日本社会福祉士会子ども家庭支援委員会としては、他の県から人材を派遣するのではなく、地元の社会福祉士が長期的安定的に地元の子どもを支援できるような仕組みづくりに取り組んできているところです。そのためにスクールソーシャルワーク研修に講師として私が出向いたり、文部科学省と事業費に関する折衝を繰り返したりしています。

被災地の子どもの課題として私がとらえているのは次の3点です。①保護者を失った子どもの養育問題が生じています。両親を失った子どもの場合も、児童養護施設に入所するケースは少なく、ほとんどが親戚に身を寄せました。しかしながら今後、親族里親制度や、未成年後見を活用するなどした長期的に親族のもとで暮らす子どもの生活を支援する必要があります。②既に課題を抱えていたり、潜在的な課題があったりした子ども、子育て家庭が被災によって、より充実した支援を要する状態になっています。③私の想像をはるかに超えている福島県の放射能汚染問題は子どもの生きる基盤を奪っています。いずれも極めて深刻な課題であり、長野県社会福祉士としても注目していくことが大切と考えています。

地域包括ケア支援委員会

地域包括ケア支援委員会 春原 伸行

東日本大震災は全国の地域包括支援センターにとって、自分たちの活動を見直すきっかけになったと思います。自分は被災地のことについてなにもわからないので、2011年9月17日～18日に行われた「地域包括支援センター社会福祉士 全国実践研究集会」から報告と感じたことを書かせていただきます。

集会では、田村満子副会長より被災地支援についての報告があり、地域包括支援センターのこれからと専門職の役割についてお話しがありました。

17年前の阪神淡路大震災当時には存在していなかった地域包括支援センターが現在どのように機能しているのか、被災地での支援活動を通して改めて問われ、平時の実態把握などの活動が重要であることが指摘されていました。

日本社会福祉士会では被災地の地域包括支援センターに全国から社会福祉士を派遣して支援を行って来ました。普段なら接点のない社会福祉士が、会の仲間として、時間と空間をともにしながら、「総合相談」を行うことができたことは、会と各社会福祉士の実践力に負うことが大きかったと思われまます。長野県からも支援に行かれた会員も多数いらっしゃいます。お疲れ様でした。

田村副会長からは、普段の実践分野、手法は被災地支援活動においても活用できる。今後は「地域包括ケア」が被災地復興のキーワードになるとのこと。

つまり全国の地域包括支援センターが普段行っている実践が、災害時にも生きてくるのが明らかになりました。今後、地域包括支援センターの社会福祉士は普段行っている「総合相談」、「権利擁護」のさらなる実践力の向上が求められていくと思われまます。

会員一人ひとりが社会のために、会のために ～長野県社会福祉士会『あり方検討プロジェクト』検討報告～



『夢』ある『会』を目指して！

これまでの取り組みに対しての提言

- 会員への情報発信を行うこと。
- 事務局の事務量と人員のアンバランスを解消し、職員の固定化を図ること。
- 会の向かう短期的、中長期的ビジョンを明確にし、目標管理をすること。
- 国や県、必要に応じては市町村に対し、職能団体としての提言を行い、社会に対して分かり易い言葉を用いて声明を行うこと。
- 研修体制、委員会体制の見直しを図ること。
- 組織としての体制を確立すること。
- 会員の研究や実践を発表する場を確立すること。(福祉まるごと学会の学会化)
- 次年度の方針を決めた上で各委員会等に予算資料の提出を求めるとともに、予算の検討時期を早めること。

平成24年度事業に向けての提言

- 既存事業と既存研修の見直しを図ること。
- 会員に分かりやすい予算資料の作成と可視化を図ること。
- 歳入を確保し、無理のない事業展開による歳出により健全な財政運営を行うこと。
- 単なる事業の削減や費用対効果による事業削減、予算削減を行わず、本会の将来像を見越した予算を構築すること。
- 全員参加型の委員会体制の積極的な検討を図ること。



会員が望む会にするための提言

- 入会のメリットが感じられる会にすること。
- 会員が関わりやすい会にすること。
- 執行部と会員の双方向の関係がある会にすること。
- 会員相互の顔が見える会にすること。
- 組織の強みが出せる会にすること。
- 地域の動きに敏感に反応できる会にすること。
- 研修の目的を明確化した会にすること。
- 予算検討・内示時期を早めること。

社会が望む「会」にするための提言

- 社会福祉士の認知度を向上する活動を行うこと。
- 財源確保を図りつつ、会としてソーシャルアクションを起こすこと。
- 他機関とのネットワークを強化すること。
- 県を越えたネットワークの構築を図ること。

会員一人ひとりの意識変革に向けた提言

- 社会福祉士の専門性の確立や本会の意義を高めるために行動すること。
- 自らできることを見出し、運営の安定化と財政状況の安定を図ること。

■平成23年11月に12人の会員による『長野県社会福祉士会あり方検討プロジェクト』を立ち上げ、これまで実施してきた事業や取り組みを振り返りつつ、今後の会のあり方について検討を重ね、報告書にまとめました。

■本プロジェクトにおいて検討した内容が、「会を自分のものとして捉える」という基本方針に従い、一人ひとりの会員が会のために、社会のために何ができるか、ということを再度探る第一歩となることを信じています。

■来年度の地区活動では、この報告書をもとにした話し合いの場を設ける予定をしていますので、ご参加ください。

■来年度予算は、本報告の内容が取り入れられています。



担当：あり方検討プロジェクト

「法人移行検討委員会」と「あり方検討委員会」についての報告

会長 関 裕 一

現在の長野県社会福祉士会は、民法特例法人（旧制度での社団法人）という位置付けであり、2013年11月には、新しい制度での法人——公益社団法人か一般社団法人——に移行していく必要があることは、今までも総会等の場で説明してきました。

昨年の夏に法人移行検討委員会を立上げ検討を始めました。その中で、県士会は公益性のある事業に取り組んではいるものの、公益法人は移行へのハードルも高く、また、現在の組織の状況から、移行できたとしても「公益法人」のさまざまな制限や必要事務に組織が耐えられないだろうと言うことから、法人化の方向として、「将来公益法人への移行も視野に入れ、当面一般社団法人に移行する」という考え方で動いています。現在の執行部内では、現在の執行部の責任で法人移行を進めるべきであるという認識でいます。

同時に、法人移行検討委員会からは、会の事業や、経営、組織率をこれからどうして行くかを明確にしたほうが良いという問題提起もあり、今後の社会福祉士会の方向性を語り合う「あり方検討委員会」を立上げ、集中的に審議いただきました。「あり方検討委員会」の報告は、来年度の事業計画（案）・予算（案）に反映していますが、議案書と同時に全会員に配布し、来年度の地区活動のなかで資料として活用いただき、「会員それぞれが、会を自分のものとして捉えられる組織に」一人ひとりが考え、行動していただけたらと考えています。

★★

日本社会福祉士会の連帯移行についてのご報告

会長 関 裕 一

日本社会福祉士会の連合体への移行について、「内容が見えてこない」、「会費や入会申し込みはどのように変わるのか」との問い合わせが事務局に寄せられているようです。当初の予定であればすでに連合体化なされている時期になっているのですが、一部の県から連合体への移行後の日士会の総会の総会等に関して異議が出され、「46都道府県士会の総意で」と言う部分で、動きが止まっているのが現状です。ただ、意義を出されていた県に関しても、3月に臨時総会を開催し、会員の承認を得た上で連合体に加入と言う方向になってきており、平成24年4月1日に日本社会福祉士会も連合体への移行となります。日士会事務局より2月20日に電話で報告いただきました。

昨年3月の総会でお話しましたとおり、24年度については会費の引き落としや、加入申し込みについては基本的には変わっていません。日士会との契約により、当分の間は入会手続きや会員管理会費の納入等に関しては、日士会を通じて行っていきます。会費の引き落としについても昨年同様となれますのでご理解とご協力をお願いします。

~~~~~

### 第6回 長野県社会福祉士会 福祉まるごと学会 3月24日 の開催について

日時 平成24年3月24日(土) 12:50~16:00  
場所 塩尻市市民交流センター（えんぱーく）  
塩尻市大門一番町12-2

※終了後、16:15より長野県社会福祉士会「定期総会」を行います。

テーマ 「今ある貧困を考える」  
基調講演、会員によるシンポジウムにて子供やその他さまざまな現場から見る貧困について皆さんで考えたいと思います。

講師 山野良一氏（千葉明德短期大学非常勤講師）

※詳細については別紙要綱をご覧ください。

「定期総会」終了後18:00より交流会を予定しています。（参加費 4,500円程度）

ご参加いただける方は **3月16日(金)までに事務局**まで申し込みをお願いいたします。

この機会に是非交流し、皆さんで語り合しましょう。



担当：第6回まるごと学会プロジェクト



# 長野県社会福祉士会・長野県介護福祉士会 設立20周年 記念式典・セミナー・総会・祝賀会に参加を呼びかけます

長野県社会福祉士会は、1992年11月に設立し今年20周年を迎えました。

この間、福祉の世界は、社会福祉基礎構造改革により多くの福祉サービスが「措置制度」から「契約利用」に変わり、介護保険法、成年後見制度、障害者自立支援法が施行され大きな転換がありました。

長野県社会福祉士会員は、様々な顔を持って、地域の中で活動しています。

各種社会福祉施設の責任者、相談員や指導員、居宅介護支援事業者のケアマネージャー、病院のMSW、社会福祉協議会の管理者、専門員やコーディネーター、福祉事務所のケースワーカー等々として……。

少人数で設立された県士会ですが、20周年の今年、1,000人の大きな専門職団体に発展させ、大勢の参加により20周年の記念をともに祝い、今後の更なる飛躍への第一歩にしたいと思っております。

つきましては、皆さんの参加を節にお願い申し上げます。

## ＝ 長野県社会福祉士会抄録 ＝

- ◇1992年11月 31人の会員で設立
- 1995年1月 第3回日本社会福祉士会全国大会を諏訪市で開催。社団法人化決議
- 1997年12月 会員100人を超え、介護保険を考えるセミナー等設立5周年イベント
- 1999年 介護保険前夜、無理心中事件多発の中で、相談事業・特別アピール
- 2000年 介護保険制度・成年後見制度スタート
- 2002年 設立10周年記念イベント、事務局を県庁前の丸ビル内に設置
- 2003年 障害者支援費制度開始
- 2006年 障害者支援法施行、介護保険法一部改正 地域包括支援センター
- 2007年 県士会ニュースNo.100号達成
- ◇2008年 社団法人化に移行 会員500人を超す
- 2010年 事務局を県食糧会館ビル内に移転
- 2012年5月 20周年記念イベント・総会・祝賀会

**1,000人の会員・1,000人参加で新たな一歩を踏み出す！**



## 【5月19日(土) ホクトホール(長野市) 13:40~】

みんなで  
行こう！

記念講演／鎌田 實氏(諏訪中央病院名誉院長)  
鼎 談／市川一宏氏・石橋真二氏・宮島 渡氏  
第11回定期総会

## 参加呼びかけ100人+α衆

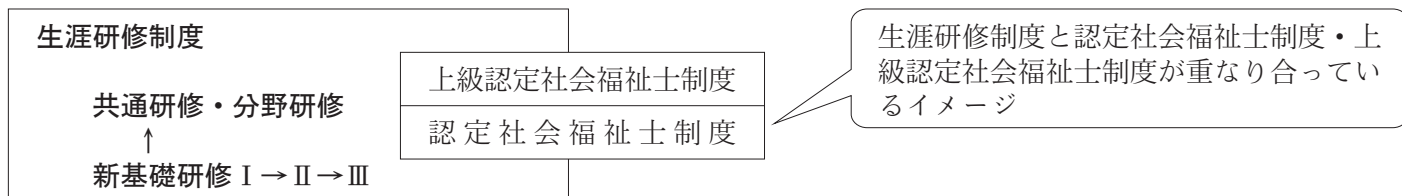
一 私たちは①新入会員の確保と②イベントへの参加を率先して呼びかけます。一

- ① 非会員2人以上に働きかけ、1人以上加入確約をとること。
- ② 会員5人以上に、記念イベント等への参加を働きかけ3人以上の確約をとること。

小林好正(ニチイケアセンターかわべ)／原田正樹(日本福祉大学)／丸山克之(社会福祉法人孝明)／木下文夫(社会福祉法人上田明照会)／金川洋(佐久市社会福祉協議会)／北村弘彦(社会福祉法人孝悌会)／吉澤利政(長野市社会事業協会)／坪田充夫(中信福祉協会)／我山公弘(中央児童相談所)／宮入修治(長野県社会福祉協議会)／沖弘宣(飯綱町社会福祉協議会)／井上賢一郎(池田町社会福祉協議会)／小林功(富士見町社会福祉協議会)／西澤範昭(大北社会福祉事業協会)／関佳代子(須坂市社会福祉協議会)／福沢茂雄(下伊那社会福祉会)／神原久美子(社会福祉法人上田明照会)／秦泉寺孝(安曇野市社会福祉協議会)／小池清智(飯田市社会福祉協議会)／毛利公子(伊那市社会福祉協議会)／中村克彦(長野町地域包括支援センター)／鳥羽弘幸(松本市社会福祉協議会)／北澤さつき(長野市社会福祉協議会)／永井美鈴(特別養護老人ホームうつくしの里)／勝又小百合(喬木悠生寮)／合津文夫(長野大学)／長峰夏樹(長野県社会福祉協議会)／本藤久道(長野県社会福祉協議会)／舟山優(長野県社会福祉協議会)／池田幸代(ベルポートまるこ東)／伊藤芳子(池田町地域包括支援センター)／岩原徳太郎(安曇野市地域包括支援センター)／上田隆弘(元社会福祉施設職員)／大井富美子／上條弘(上條社会福祉士事務所)／黒岩秀美(長野市中条地区住民自治協議会)／小池正志(長野県社会福祉協議会)／小林彰(社会福祉法人かりがね福祉会)／戸崎洋子(諏訪市社会福祉協議会)／永池幹(山之内役場)／中島謙二(社会福祉法人睦会)／仲林啓(松本市西部地域包括支援センター)／新村潤(社会福祉法人睦会)／端田篤人(長野大学社会福祉学部)／林部智子(長野市役所)／松本一輝(長野市社会福祉協議会)／村石真木子(安曇総合病院)／米山美子(松塩筑木曾老人福祉施設組合)／宮本雅透(長野市役所)／倉田雅恵(有限会社介護ジャーナル)／佐藤もも子(東御市社会福祉協議会)／菅津公子(社会福祉法人依田窪福祉会)／廣瀬豊(松本大学松商短期大学部)／雅楽川政彦(松本児童相談所)／樋口忠幸(松本保健福祉事務所)／塩沢宏之(長野県社会福祉協議会)／児島総枝／細田昌義(白馬村老人介護支援センター)／森田靖子(長野大学)／小池達也(中信福祉協会)／岡崎豊／小高朗(中野市社会福祉協議会)／山本杉樹(障害者支援施設のぞみの高社)／橋詰正(上小圏域障害者総合支援センター)／春原伸行(上田市西部地域包括支援センター)／宇佐見みどり(佐久市障害者自立生活支援センター)／金川優子／田淵勝子(遊心庵)／新保絵里(中信福祉協会)／南原友枝(居宅介護支援事業所シリウス)／櫻井幸雄(諏訪市社会福祉協議会)／小松真樹(伊那市役所)／花田百恵(はなた社会福祉士事務所)／山田兵治(後見支援サイトきらら)／細野みどり(上田市社会福祉協議会)／加藤和美／二村高明(安曇野南介護センター)／金箱翼(小諸市社会福祉協議会)／松山裕孝(長野市役所)／唐木昭(社会福祉法人かりがね福祉会)／片桐政勝(社会福祉法人アルプス福祉会)／小島健一(長野県社会福祉事業団)／駒村和文(長野市社会事業協会)／大久保美紀(中信福祉協会)／弓田香織(南信教育事務所)／宮喜貞子(長野教育事務所)／林智子(稲荷山養護学校)／宮島渡(高齢者総合施設アザレア)／村岡裕(社会福祉法人依田窪福祉会)／山口光治(淑徳大学)／上條通夫(塩尻市社会福祉協議会)／古畑理恵(塩尻市社会福祉協議会)／桐原麻美(山形村社会福祉協議会)／青木崇(中信福祉協会)／高岡久章(東御市社会福祉協議会)／山崎茂文(軽井沢町社会福祉協議会)／高橋幸雄(社会福祉法人愛泉会)／中里慶子(小諸市社会福祉士会)／大澤孝史(松川町地域包括支援センター)／北原俊憲(茅野市社会福祉協議会)／渋沢昌記(医療法人みゆき会)／樋沢省吾(浅間総合病院)／青木靖志(ケアハウスうえだ敬老園)／小川明子(茅野市役所)／伊藤直哉(伊那市社会福祉協議会)／乾高弘／三村仁志(中信福祉協会)／横山昌由(松塩筑木曾老人福祉施設組合)／香西崇(松本児童園)／立松進治(長野市地域包括支援センター若槻ホーム)／宮岡由佳／飯島政光／小山順子(社会福祉法人エモオ会)／関裕一(伊那市役所)／坂口功(松川村社会福祉協議会)／内田宏明(日本社会事業大学)／若林喜久雄(ベルポートまるこ)／中村修(エコファおかや) ※敬称略・順不同

## 2012年度から新生涯研修制度と認定社会福祉士制度がスタートします

社会福祉士は専門職であり、期待される役割を果たすためには自己研鑽が必要です。また、相談援助の知識・技術を高めるよう努める義務が社会福祉士法の条文に示されていることは皆さんよくご存知のことと思います。さらに、日本社会福祉士会からの会報や生涯研修センターのたよりから、実践力が高い社会福祉士を養成することを目的に実践力を高めるしくみとして、新生涯研修制度と認定社会福祉士制度が新たに実施されます。



### 認定社会福祉士制度について

目的の一つとして、実践力・専門性の証明があります。社会福祉士を取得後、相談業務を行い、自己研鑽をつみ高い実践力のある人と自己研鑽に取り組んでいない人ではその実践力に大きな差が出てくるといえるでしょう。これらを客観的に証明しようというのが認定制度であり、認定に必要な単位を取得するための研修は第三者機関において一定の内容であると認められた研修でないと単位として認められません。

### 認定社会福祉士の定義等

\* すべての実務者が認定社会福祉士の取得を目指すよう想定しているとのことです。

|      | 認定社会福祉士                                                                                                                                                                                                                                    | 認定上級社会福祉士                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定義   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の職場内においてリーダーシップをとることができる。</li> <li>実習指導を適切に実施することができる。</li> <li>地域や外部機関との対応窓口になることができる。</li> <li>組織外に対して、自分の立場から発言できる。と定められています。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で中核になれる、管理的機能が担える。</li> <li>組織管理を理解し、組織のシステム作り、変革に取り組む。</li> <li>人材育成において、他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の化学科を行うことができる能力を有する者と定められています。</li> </ul>                                                                                                                               |
| 認定要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士であること</li> <li>ソーシャルワークの職能団体の正会員であること（倫理綱領、懲罰の権能がある団体）</li> <li>相談援助の実務経験が社会福祉士を取得してから5年以上あること</li> <li>認められた機関での研修を受講していること</li> <li>定められた実績があること（個別レベル、地域レベル、組織レベル *質的基準が設けられている）</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士であること</li> <li>ソーシャルワークの職能団体の正会員であること（倫理綱領、懲罰の権能がある団体）</li> <li>相談援助の実務経験が社会福祉士を取得してから5年以上あること</li> <li>認定社会福祉士の認定を受けていること</li> <li>認められた機関での研修を受講していること</li> <li>定められた実績があること（教育実績、研究実績、社会活動について）</li> <li>試験に合格すること</li> <li>基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表</li> </ol> |

### 新生涯研修制度の体系について

新基礎研修を修了することが重要です。

- ・新生涯研修は、社会福祉士会の制度であり、認定社会福祉士の認定を受ける上で必要な単位を受けるしくみになっている研修体系です。
  - ・1年目の新基礎研修の内容には認定社会福祉士の認証の対象外となる「会のあゆみや生涯研修の必要性など」職能団体として必要性が高いとして研修に含まれています。
  - ・新基礎研修の1年目研修だけでも、何回かの研修と課題が課される予定です。
  - ・1年目受講が済んでいないと2年目に進めないステップ式になる可能性があります。（2・3年目の新基礎研修の内容と実施については検討中で分かっていない状況です。）
- 例) 権利擁護などの研修を受けたくても基礎研修が修了していないと受講できないことも…





| 新基礎研修の内容 |       |                                |
|----------|-------|--------------------------------|
| 1年目      | 基礎研修Ⅰ | 社会福祉士としての実践の基礎（役割や倫理綱領等）を理解する。 |
| 2年目      | 基礎研修Ⅱ | 社会福祉士としての実践の理解（援助技術や共通基盤等）     |
| 3年目      | 基礎研修Ⅲ | 社会福祉士としての実践の言語化（事例検討や事例研究等）    |



新基礎研修修了後に、共通研修や分野研修を受講していくことになります。

| 共通研修                                        | 分野研修                          |
|---------------------------------------------|-------------------------------|
| ①権利擁護、②地域、③運営管理、④実習・人材育成<br>⑤実践研究、⑥スーパービジョン | ①高齢者、②障害、③児童、家庭、④医療、⑤地域社会・多文化 |

共通・分野研修を受講して、一定の単位数を取得していくことで専門課程修了になります（1回修了で第1期修了、2回修了で2期修了・・・）。

### 共通研修課程の修了申請を行いましょ！

共通研修課程修了申請を一度でも行ってないと、新基礎研修課程から受講しなおす必要があります。次年度の（2012年4月～6月）に修了申請することをおすすめします。

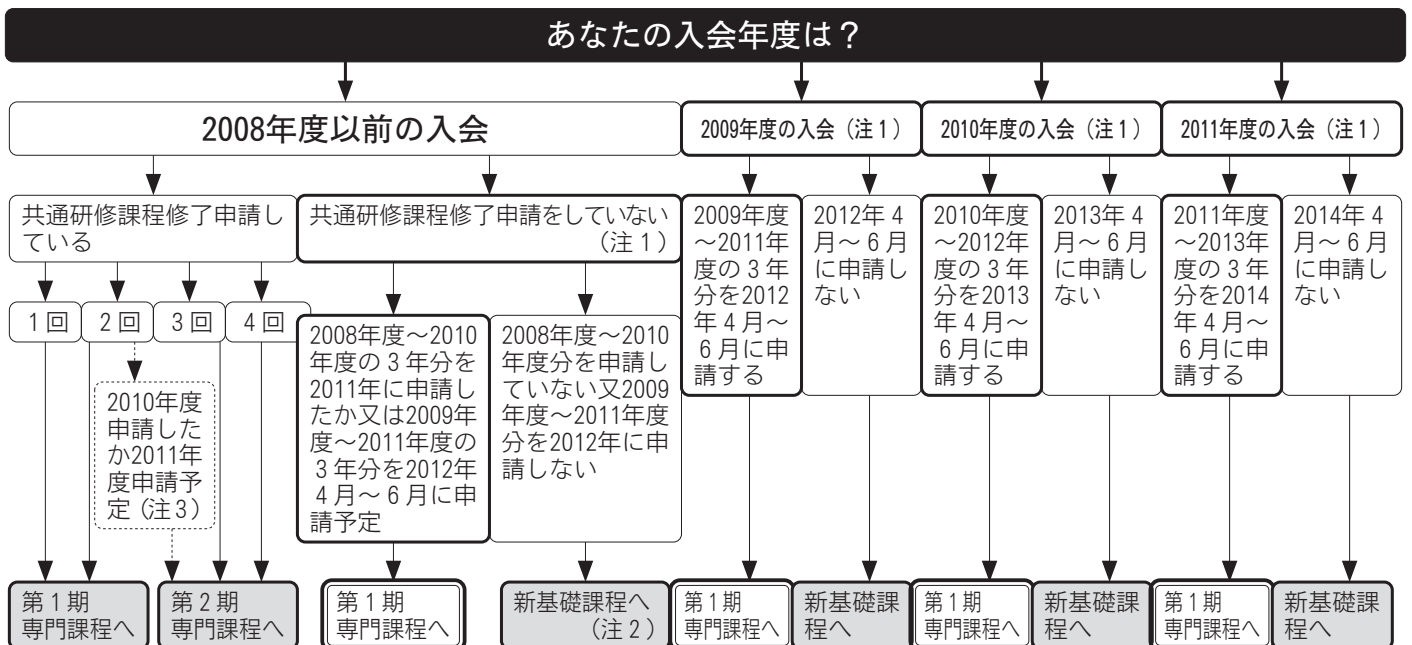
また、入会年度で経過措置があります。日本社会福祉士会会報や生涯研修制度の「共通研修課程修了申請に関する経過措置のフローチャート」を確認してください。

- \* 申請には研修単位が60単位必要であるなどの要件が定められています。
- \* 専門分野別研修終了については検討中とのことです。

特に、2008年度以前の入会の会員は、2012年4月～6月の申請をしてください。1度も申請していないと、新生涯研修制度の基礎課程から履修することになります。

今後の成年後見養成研修受講の希望者は必ず今年度基礎研修を受けておきましょう。

## 共通研修課程修了申請に関する経過措置フローチャート



注1：上記は、経過措置として現行制度の適用可能な範囲がどこになるか記載していますが、経過適用を選択せず、新基礎課程からはじめることもできます。

注2：1998年度入会者（会員番号6586まで）は、現行制度の基礎研修が免除になっていますが、2012年度までに共通研修課程修了申請を1度もしていない場合は新生涯研修制度の基礎課程から履修が必要になります。（2011年度：2012年4月～6月の間に申請を行うと基礎研修課程を終えたこととなる。）

注3：2010年2月の段階で共通研修課程修了申請の回数が2回の方は、2010年度申請又は2011年度申請をすることで第2期専門課程からの履修となります。なお、共通研修課程修了申請は3年ごとの申請のため、2009年度申請者（2012年度申請予定者）又は2010年度申請者（2013年度申請予定者）は、それぞれ2012年度（2013年4月1日～6月30日）、2013年度（2014年4月～6月30日）に限り旧制度での申請が可能です。

担当：生涯研修センター設置検討プロジェクト

## 新春クロスワードの当選発表・正解発表

初めての企画である『新春クロスワード』に多数の皆さんのご応募をいただきありがとうございます。厳選なる抽選の結果、次の方々が当選されましたので発表いたします。

なお、広報編集委員会では皆さんのご意見を参考に、よりよい広報紙の作成に努めてまいりますので、今後ご意見をお聞かせください。

### 【当選者・懸賞品】

※当選者にはユニバーサルデザイン文具の

- ・「ハリナックス 8枚とじ」(KOKUYO)
- ・「デュアルクリップ 2種類クリップ対応」(MAX)

のいずれかをお送りいたします。

懸賞品は、本会賛助会員の榊青山様（長野市）がご提供くださいました。また、抽選も青山社長にお願いいたしました。

- ★ 森 寿 枝
- ★ 伊 藤 陽 子
- ★ 松 本 一 輝
- ★ 西 澤 範 昭
- ★ 森 貴 男
- ★ 平 原 香 織
- ★ 高 橋 秀 嗣
- ★ 若 尾 昌 充
- ★ 佐 藤 里 恵
- ★ 新 村 潤



以上10名です。（※敬称略、順不同）

答

社会福祉士は、

え

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| A | B | C | D |
| そ | う | だ | ん |

援助の専門職です。

|    |   |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|---|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | か | 2  | ど  | 3 | ま  | 4  | つ  | 5  | 22 | た  | 6  | ん  | 7  | 23 | じ  | 8  | よ  | 9  | 24 | う  |
| 7  | い | う  | 5  | り | 6  | か  | い  | 10 | ど  | 11 | ぐ  | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| A  | そ | 3  | ほ  | 4 | ー  | む  | 5  | 21 | こ  | う  | 25 | せ  | い  | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 8  | う | 9  | い  | る | 19 | い  | 20 | わ  | た  | 28 | い  | す  | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 |
| 10 | く | ん  | 17 | し | 18 | こ  | う  | 26 | か  | 27 | し  | か  | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
| 11 | ふ | じ  | 18 | こ | う  | さ  | 19 | 20 | か  | 21 | つ  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 12 | く | 16 | な  | B | う  | 36 | 31 | お  | ん  | 32 | 33 | だ  | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |
| 13 | し | 14 | か  | い | し  | や  | 15 | か  | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 13 | し | い  | 14 | へ | 15 | 32 | ひ  | 33 | や  | 34 | あ  | せ  | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 |
| 15 | ご | う  | い  | D | ん  | 35 | ま  | る  | ご  | と  | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |

担当：広報編集委員会

## 今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacs.jp/>) をご確認ください。

| 日程       | 時間          | 場所          | 内容              |
|----------|-------------|-------------|-----------------|
| 3月3日(木)  | 9:20~16:30  | 長野大学（上田市）   | 新人スキルアップ研修（技術編） |
| 3月24日(土) | 10:00~11:30 | えんぱーく（塩尻市）  | 基礎研修            |
| 3月24日(土) | 12:50~16:00 | えんぱーく（塩尻市）  | 総会・第6回 福祉まるごと学会 |
| 4月14日(土) | 14:00~      | 事務局（長野市）    | 監査              |
| 4月15日(日) | 15:00~16:30 | 事務局（長野市）    | 第1回理事会          |
| 5月19日(土) | 10:00~12:00 | 中央隣保館（長野市）  | 第1回各種委員会・PT会議   |
| 5月19日(土) | 13:40~      | ホクトホール（長野市） | 総会・20周年記念式典     |
| 5月20日(日) | 9:30~12:00  | 長野市内        | 運営委員会           |

◎ 入会状況（平成24年1月末現在）

\* 会員数：866名

\* 新入会員累計：112名

\* 入会率：34.2%

## 編集後記

甚大な被害をもたらした東日本大震災。被災地では、なかなか進まない復興のなか、大勢の会員の皆さんが被災地の支援に参加しました。お疲れ様でした。

平成24年2月10日、政府は震災発生から11か月を経てようやく復興庁を発足させました。被災された皆さんはじめ、すべての国民が一日も早い復興を望んでいることをしっかり考えて、迅速な復興に取り組んでほしいものです。

被災地では今も、厳しい生活を送っている方が大勢います。そして、課題も山積しています。被災地が何を望んでいるのか、現場の声に耳を傾け、その要望にしっかり対応してほしいと思います。（A）